

善 監 委 第 2 6 号

平成28年8月19日

善通寺市長 平 岡 政 典 様

善通寺市監査委員 藤 岡 博 文

善通寺市監査委員 内 田 等

平成27年度決算に基づく資金不足比率に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項に基づき、平成28年8月3日付け28善市第1870号で審査に付された標題の件について、別紙のとおり意見を提出する。

## 平成２７年度善通寺市資金不足比率審査意見書

### 第１ 審査の対象

平成２７年度決算に基づく資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第２ 審査の期間

平成２８年８月３日から８月９日まで

### 第３ 審査の方法

この審査は、市長から提出された善通寺市特別会計下水道、善通寺市特別会計農業集落排水、善通寺市特別会計太陽光発電及び善通寺市水道事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 第４ 審査の結果

#### (1) 審査意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査に付された資金不足比率は、以下のとおりである。

(単位：％)

| 会 計 名 |                | 平成２７年度<br>資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|-------|----------------|------------------|---------|
| 法適用   | 善通寺市水道事業会計     | －                | 20.0    |
| 法非適用  | 善通寺市特別会計下水道    | －                | 20.0    |
|       | 善通寺市特別会計農業集落排水 | －                | 20.0    |
|       | 善通寺市特別会計太陽光発電  | －                | 20.0    |

※資金不足額がない場合は、資金不足比率を「－」と表示している。

(2) 個別意見

善通寺市特別会計下水道、善通寺市特別会計農業集落排水、善通寺市特別会計太陽光発電及び善通寺市水道事業会計の全ての事業について資金不足が発生していないので、特に指摘すべき事項はない。

## 第5 資金不足比率の状況

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模と比較し、経営状況の深刻度を示すものである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$$

資金不足比率は、0（ゼロ）及び－（負の値）表示は資金不足が生じていない財政状況を示す。

① 善通寺市水道事業会計の資金不足比率について

$$\frac{-1,114,921 \text{ 千円}}{598,231 \text{ 千円}} \times 100 = -186.3\%$$

善通寺市水道事業会計の資金不足比率は、流動負債から流動資産を差し引いたものの事業の規模に対する割合で表される。流動比率は 669.5%で、流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は生じていない。

② 善通寺市特別会計下水道の資金不足比率について

$$\frac{-13,693 \text{ 千円}}{331,150 \text{ 千円}} \times 100 = -4.1\%$$

善通寺市特別会計下水道の資金不足比率は、営業収益に対する赤字の実質収支の割合で表される。実質収支は 1,369 万 3 千円の黒字となっており、資金不足は生じていない。

③ 善通寺市特別会計農業集落排水の資金不足比率について

$$\frac{-512 \text{ 千円}}{6,404 \text{ 千円}} \times 100 = -7.9\%$$

善通寺市特別会計農業集落排水の資金不足比率は、営業収益に対する赤字の実質収支の割合で表される。実質収支は 51 万 2 千円の黒字となっており、資金不足は生じていない。

④ 善通寺市特別会計太陽光発電の資金不足比率について

$$\frac{-2,783 \text{ 千円}}{105,391 \text{ 千円}} \times 100 = -2.6\%$$

善通寺市特別会計太陽光発電の資金不足比率は、営業収益に対する赤字の実質収支の割合で表される。実質収支は 278 万 3 千円の黒字となっており、資金不足は生じていない。